

病後児保育利用料補助事業 平成29年度後期事業を実施します！

本事業は、広島大学の職員の子（6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下、「乳幼児」という。）が、病気や怪我の回復期にあるため集団保育が困難な期間について、病後児保育施設を利用した場合の利用料の一部を補助するものです。

実施期間：平成29年10月1日～平成30年3月31日利用分

【利用対象者】

広島大学に在職する職員のうち、学内外の保育園を利用している者、又は、就業、介護等の事由により、その保育すべき乳幼児を家庭で保育することができない者

【利用方法】

対象の病後児保育施設利用後、**翌月末日まで**に、下記の書類を提出してください。

- ① 病後児保育利用料補助金請求書
- ② 施設が発行した利用料金の領収書
- ③ 保育日誌など、利用した乳幼児の氏名が分かる書類（②で確認できる場合は省略可。）

※**初回請求時のみ「病後児保育利用料補助事業利用申請書」も提出してください。**

※非常勤職員（クリニカル・スタッフを含む）の方は、②もしくは③に、利用当日が本学での勤務日だった旨を記載してください。

※上記期限を過ぎた請求や、申請又は請求内容に不備があるものは、受理をいたしません。

【補助金額】

下記A、Bのうちいずれか低い額

- A. 病後児保育施設に支払った費用の3分の2を超えない額《10円未満切り捨て》
- B. 1,000円

【補助回数】

乳幼児1人当たり 実施期間中 8回（8日を限度）まで

事業の詳細、申込書類は男女共同参画推進室のHPをご覧ください！

(URL : <https://www.hiroshima-u.ac.jp/gender/worklife/byogojisupport>)

皆さまのご意見を基に提出期限を
見直し、**翌月末日** としました！

なお、上記期限後の請求や不備のある
請求は受理できませんのでご注意ください。

★お申込・お問い合わせは 男女共同参画推進室 大島（TEL：082-424-4413）

E-mail : syokuin-sen@office.hiroshima-u.ac.jp